

日本労働年鑑 第59集 1989年版
The Labour Year Book of Japan 1989

第五部 労働・社会政策

I 労働政策

5 労働市場政策の動向

年次雇用計画と政策の重点

労働省では、例年のように、雇用の見通しと、これにもとづく職業安定行政の重点施策を決め、五月三〇日付けで新聞発表した。これによると、景気の拡大が持続し、雇用失業情勢は好転しているが、構造不況業種、地域、高齢者層において、ミスマッチが依然深刻であるとしている。

八八年度の行政の重点施策としては、(1)産業構造・就業構造の変化に対応した雇用対策(産業・地域・高齢者雇用プロジェクトと特定不況業種雇用安定法改正がおもな内容)、(2)地域雇用開発を中心とする総合的地域雇用対策の推進(地域雇用開発促進法にもとづく施策が中心)、(3)本格的高齢化への対応(従来からの政策に加え、(1)のプロジェクトでも取り上げる)。(4)障害者対策の推進(改正された障害者雇用促進法による施策、「障害者対策等に関する長期計画」の実施など)をあげている。

このほか、中長期の「構造調整の下における雇用問題への対応」として、第六次雇用対策基本計画、海外直接投資の増大に関連した雇用対策をかかげている。また、「労働力需給調整機能の強化」として、公共職業安定所における基本業務の的確な実施、総合雇用情報システムの活用等をあげ、さらに、民間の労働力調整事業の整備(派遣労働者の雇用安定、民営職業紹介事業機能の研究)について言及している。

産業・地域・高齢者雇用プロジェクト

八八年度労働政策関係予算の柱となった「産業・地域・高齢者プロジェクトは、前年度の「三〇万人雇用開発プログラム」をひきつぎ、三種の労働市場のミスマッチにたいし、助成金の支給により雇用の確保をはかろうとするもので、つぎの内容であった。

1 産業間ミスマッチへの対応

特定不況業種雇用安定法の改正とこれに伴う助成金の活用等(別項参照)

2 地域間ミスマッチへの対応

(1)地域雇用開発助成金の活用等による地域雇用開発の推進

(2)雇用調整助成金の活用による失業の予防

3 年齢間ミスマッチへの対応

(1)特定求職者雇用開発助成金の活用

(2)高年齢者雇用特別奨励金制度の創設

(3)高年齢者多数雇用報奨金の活用(中小企業)

4 円滑な職業転換のための職業能力開発の促進

(1)特定不況業種、特定地域の離職者に対する職業転換訓練の実施

(2)高年齢者特別能力開発制度の創設

(3)中小企業事業転換能力開発給付金の活用

労働省は、八八年三月二三日、中央職業安定審議会に、プロジェクトの具体案を諮問して、即日、可とする答申を得た。これにともない雇用保険法施行規則の改正等がおこなわれた。改正のおもな内容としては、暫定的に引き上げられていた雇用調整助成金等を一年間延長したこと、高齢者対策関係で、高年齢者短時間雇用助成金を発展的に解消し、高年齢短時間雇用者に特定求職者雇用開発助成金の適用拡大をはかったこと、「高年齢者雇用特別奨励金」制度を創設し、高齢者向けの職場施設の設置・整備、高齢者会社の設立をおこなった事業主にたいする助成をおこなうこととしたことがあげられる。

なお、4は、職業能力開発関連の政策で、五五歳以上の雇用保険受給資格者にたいして、事業主(団体)に訓練を委託する「高年齢者特別能力開発制度」(新設)や、新たな助成金による促進措置である。

特定不況業種雇用安定法の運用

三七二頁で記載したとおり、特定不況業種雇用安定法が改正されたが、これによる政策の具体化が、同法施行令、施行規則、雇用保険法施行規則の改正(八八年六月)によってなされた。施策は複雑であるが、労働省は第5図のフロー・チャートを示している。チャートのうち、下線の部が新しい制度ないし手続きである。

施行令・規則の改正では、従来は対象となっていなかった二次下請業者までふくみうる規定とした。特定不況業種の見直しにより、一〇業種(水産缶詰、綿スフ織物業、鍛鋼・鋳鋼、がん具など)を加えるほか、従来からの指定業種の期間延長(石炭鉱業、非鉄金属鉱業、水産物加工の一部、紡績、レーヨン、石油精製、セメント、造船、海運など)鉄鋼、合板などの指定終了がなされた。また、チャート上半の下線にかかわる規定がなされた。

チャート下半の「特別の措置」は、雇用保険法施行規則の改正によってなされた。その内容は、(1)新設の「特例事業所」(経済摩擦や構造調整による雇用調整がおこなわれ、特定不況業種に準ずる状況にある業種に属するもの)にも雇用調整助成金制度を適用すること、(2)従来雇用調整助成金を再編し、「産業雇用安定助成金制度」を創設することが内容となっている。

この制度改正では、構造調整にあたり失業をとまわずに配置転換・出向等により雇用を維持するよう奨励することをめざしており、新設の産業雇用安定助成金は、事業主にたいし手厚い助成をおこなうものである。制度の大要はチャートの「特別の措置」の枠内にみられる。助成率は、事業転換による配置転換の場合、賃金の二分の一(中小企業三分の二)である。

なお、雇用調整助成金のうち出向に関するものは、出向労働者の賃金についての負担額の三分の二(中小企業四分の三)助成の制度となっている。

総合的雇用情報システムの稼働

公共職業安定所を、オンラインのコンピュータ・システムで結ぶ「総合的雇用情報システム」は、八六年一〇月より首都圏で利用されはじめていたが、八八年六月一日より全国規模で利用を開始した。これは、利用者のニーズが多様化し、求人求職を広範囲に迅速適切に結合させるための手段として導入されたものである。全国的オンライン・システムとしては、有数の規模であり、独自の分野を開拓したこととなる。『職業安定広報』は、つぎのように紹介している。

システムは、労働省と四七都道府県庁および、約六〇〇にのぼる公共職業安定所の機関を、オンライン・ネットワークで結び、公共職業安定所が受理する求人、求職に関するデータ

を、すべてデータベース化している。これに基づいて、求人者には求人条件に適合する求職者リスト等、求職者には希望する条件に適合する求人リスト等の情報を提供したり、受理した求人を、あらかじめ登録されている近隣の安定所に自動的に連絡する求人の共有化を行うことによって、安定所の職業紹介機能や雇用情報提供機能の充実・強化を図ろうとするものである。

……広域的な職業紹介を効果的に行う上から、……システムは、中央、都道府県庁および安定所にホストコンピュータを設置する三階層分散型となっている。

また、職業紹介関係業務で取り扱う情報の多様性から、端末機は〔多種で〕その総台数は約五五〇〇台となっている。なかでも受理端末機は、手書きの文字情報に加えて手書きのイメージ情報を読みとるOCR機能、バーコード・リーディング機能、カナ漢字変換機能を合わせもつ端末機である。

このシステムの導入によって、求人求職の照合作業が迅速化・改善され、相談業務が充実される可能性等はあるが、情報がどのように生かされるかは、今後の運用に依存する。

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
